

役員選出制度に関するQ & A

2018年くらしトーク・トーク～方針検討会～では、理事会から役員選出制度について提案させていただきました。さらにより詳しくご説明するために、「くらしトーク・トーク～方針検討会～」終了後、「役員選出制度に関する意見交換会」を開催しました（4会場）。「くらしトーク・トーク～方針検討会～」ならびに「役員選出制度に関する意見交換会」で出された主なご意見と理事会からの回答をまとめましたので、ご覧いただければと思います。

さまざまなご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

- | | |
|-------------------------------|-------|
| 1. 役員選出制度に関するQ & A | P 1～ |
| 2. 2018年くらしトーク・トーク～方針検討会～参考資料 | P 5～ |
| 3. 役員報酬規程 | P 12～ |

役員選出制度に関するQ&A

■役員選出制度のポイント

- ◆2018年くらしトーク・トーク～方針検討会～では、パルシステム千葉の役員選出制度として、選任制度を提案しました。
- ・選任制度は総代会で議案として取り扱い、必ず議決する制度です。
- ・推薦委員会を設置し、役員選出に組合員が参加する仕組みをつくりまします。

<現在>

<提案>

	選挙制	選任制
基本的な形	総代会において、 <u>信任する個々の役員を指名する制度</u> です。	総代会において、 <u>理事会から次期役員候補者を一括して提案し、議決する制度</u> です。
組合員の権利	被選挙権	役員候補者に申出する権利
総代が行使する権利	選挙権 = <u>信任する個々の役員を指名する権利</u> (定数内立候補の場合は投票を省略)	議決権 = <u>一括した役員候補者の提案に対して賛否の意思表示をする権利</u>
全国生協の動向	36% (43生協・2015年度調査)	64% (76生協・2015年度調査)

Q&A

1. 役員選出制度について、現在の選挙制度では投票に時間がかかり総代会の時間が長くなるため、選任制度に賛成します。ただし推薦委員会（P5下段スライド参照）の透明性の確保が大切です。また役員の推薦基準を明確にして、透明性と納得性を高めてほしいです。



役員を選任制度については、ご意見の通り透明性と納得性を高めることが大切と考えています。総代の参加を高めるものとして、総代会議案として必ず賛否の意思表示を行い議決いただくことと、役員の推薦過程においては公募した総代が参加し、役員の推薦の理由も明確にしていくことで、よりわかりやすい制度としていきます。

2. 透明性が担保できれば選挙制度でもいいと思います。選任制度は推薦委員会内で推薦を決めること自体が不透明ではないでしょうか。

A

選任制度は、役員をチーム(集団)として提案できる点が選挙制度との大きな違いです。選挙制度では、個々の役員を投票で指名することとなり、役員構成は選挙結果次第となります。総代会で決定した方針や課題に対して、責任を持って進めていくための役員体制として、選任制度が適切と考えております。

また、選任制度では推薦委員会を設置し、くらしの視点をもつ理事(組合員資格の理事)の推薦を検討し、理事会に提案します。推薦委員会は公募した総代もメンバーとして選考に入ります。推薦委員会の委員には、総代のほか、理事と理事経験者も入りますが、総代が半数以上を占め総代の意見が反映されるよう構成します(委員会構成は全体で7~10名)。総代は350名ですので、推薦過程に全員が関わるのは難しく、同じ総代に推薦委員として関わってもらう視点で捉えていただければと考えます。なお、総代会においては役員の推薦理由についても明確にしていきます。

3. 理事と接する機会が減っていて遠い存在に感じます。「くらしの視点を持つ理事」はどのような活動や役割があるのでしょうか。また理事の報酬はどのくらいあるのでしょうか。理事に関する詳細を広く知らせるべきです。

A

理事の役割は、推薦委員会が推薦する地方区理事の推薦要件として明確にしました。主な役割は、①くらしの視点・組合員の視点をもって理事会に参加し、意見を述べ決定に参加する。②担当するくらし課題解決の活動を推進する。③理事会決定に基づく職務遂行等となります(P6上段スライド推薦要件参照)。

具体的な活動は、理事会や関連する機関会議への出席、くらしトークトークやパル de おしゃべりへの出席、担当するくらし課題の会議や企画への出席、パルシステム連合会や千葉県生活協同組合連合会への会議出席、産地・メーカーなどの視察、シンポジウムや学習会、渉外対応など、多岐に渡ります。

機関紙『ほっと*ぱる』やホームページなどでくらしの視点をもつ理事の取り組み説明や、理事の役割などについても紹介していきます。また総代オリエンテーション「なるほど!総代教室」は2017年度より全総代を対象として開催し、総代の役割に加えて、理事の役割についても丁寧に説明しています。

理事報酬については、報酬総額は総代会で確認され、個々の報酬は、役員報酬規程に定められた範囲となります(P12~13参照)。

4. 役員選出制度の変更は総代ではない組合員にも伝えるべきだと思います。また選任制度に決まった場合は組合員にはどのように伝えていくのでしょうか。

A

役員選出制度は総代会終了報告および機関紙『ほっと*ぱる』6.7月号における「2018年度の取り組み」の中で簡潔に説明する予定です。詳細は役員選出に関わる公告の際に丁寧に説明したいと考えています。

5. 推薦委員会を設置するのであれば公平に進めることがポイントになると思いますので、推薦委員会に理事が入るのはおかしいと思います。推薦委員会は理事会とは独立して設置してください。

A

推薦委員会は、役員のおすすめについて公平に検討いただきたいと考えています。推薦委員会は次の理事会体制につながる重要な役割を担うこととなるため、総代の皆さんだけにお任せするのではなく、理事会も役割を分担すべきとの考えから理事を加えました。具体的には事業・活動の継続性や社会的責任を考慮して、理事会からも2名がメンバーとなります。また、理事を退任後に地域で活躍されている方などいますので、理事経験者として1~2名としています。総代は4~6名と委員構成の半数以上として、意見が十分に反映されるよう設計しています。



6. 役員選出制度は選挙制度がいいと思います。そして選挙は公開することが第一条件です。公職選挙では誰でも見ることができて、立会いもできます。選挙を公開してください。

A

選任制度を提案するに至った経過は、次の2点となります。①生協法が改正され、生協の社会的役割や事業規模に見合った経営責任として、理事会体制の強化が求められました。理事会が法的機関として位置づけられチーム（集団）として役割・責任を果たす体制が求められています。それに見合った役員選出制度として、法的に選任制度が導入されました。②前回の総代会での意見を踏まえ、役員選出のプロセスを「見える化」し「透明性」を担保することが大切と考えました。具体的に選任制度では、総代会において役員選任は議案として必ず議決することとなります。さらに役員選出に組合員が参加する仕組みとして推薦委員会を設置します。

以上から選任制度を提案いたしました。

また生協は自治組織ですので、選挙については、役員選挙規約および総代選挙規約をもとに、選挙管理委員会が中心となってすすめることを過去の総代会で決定しています。選挙管理委員会は公募した組合員がメンバーとなっており、中立の立場で選挙事務を管理しています。公職選挙法は参考にしつつ、わかりやすく、かつ時間内で終了する総代会となるよう、検討していきます。